

(案)

収入  
印紙

## 熊本市斎場及び熊本市植木火葬場残骨灰売渡仮契約書

- |         |  |
|---------|--|
| 1 件名    | 熊本市斎場及び熊本市植木火葬場残骨灰売渡   |
| 2 売渡物件  | 熊本市斎場及び熊本市植木火葬場で実施する熊本市火葬場条例（平成10年条例第56号）に規定する大人（12歳以上）の死体、小人（12歳未満）の死体、死産児、改葬による人骨、その他（産汚物、4月未満の死産児又は人体の一部）の火葬により発生し、遺族等による収骨後、残された焼骨や灰等の全ての残骨灰 |
| 3 契約単価  | 金 円（1kg当たり）  |
| 4 契約金額  | 金 円（1kg当たりの単価×40,000kg）<br>（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）   |
| 5 履行期間  | 令和8年（2026年）〇月〇日から令和9年（2027年）3月31日まで  |
| 6 契約保証金 | 金 円（又は免除）  |
| 7 引渡場所  | 熊本市桃尾墓園（熊本市東区戸島町777番地）   |

上記売渡物件（以下「物件」という。）について、売渡人 熊本市 と買受人 とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって物件の売渡契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約成立の証として本書2通を作成し、売渡人及び買受人が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年（2026年）〇月〇日

売渡人 熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市  
熊本市長 大西 一 史  
買受人

## (案)

### (総則)

第1条 売渡人及び買受人は、この契約による売渡しに関する事務等を契約書及び仕様書の規定に基づくとともに、売渡人の指示に従い、適正に処理しなければならない。

### (指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約に定める指示、請求、通知、報告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、売渡人及び買受人は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、売渡人及び買受人は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 売渡人及び買受人は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

### (契約の保証)

第3条 買受人は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、売却者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、買受人が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約単価の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約単価に当該契約の売却予定量を乗じた額の10分の1に達するまで、売渡人は、保証の額の増額を請求することができ、買受人は、保証の額の減額を請求することができる。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 買受人は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、売渡人の承諾を得た場合は、この限りではない。

### (秘密の保持)

第5条 買受人（前条ただし書きにより権利又は義務を譲渡され、又は承継した者を含む。）は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (必要経費の負担)

第6条 買受けに要する一切の費用は、全て買受人の負担とする。

### (物件の引き取り)

第7条 買受人は、物件の引き取りを売渡人の指示に従い行わなければならない。

### (物件数量等の変更等)

第8条 売渡人は、必要があると認めるときは、物件の数量等を変更し、又は契約の履行の全部又は一部を一時中止することができる。

## (案)

### (契約単価の変更)

第9条 契約単価の変更は、原則として行わないものとする。ただし、特別な要因により契約期間内に売渡物件に含まれる有価物（金・銀・プラチナ・パラジウム）の日本国内における価格に著しい変動が生じ、契約金額が不相当となったと認められるとき、又は予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったとき等、契約単価を変更する必要があると認める場合には、売渡人又は買受人は、契約代金額の変更を請求することができるものとする。

### (売渡代金の支払い)

第10条 買受人は、売渡代金を一括して売渡人に支払うこととする。

2 買受人は、売渡人が指定する期日までに売渡人に支払わなければならない。なお、売渡人が必要と認めるときは、売渡代金を3回まで分割して支払うことができる。

### (売渡人の解除権)

第11条 売渡人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかに認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき
- (4) 買受人が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下この号及び第13条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 買受人がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、売渡人が買受人に対して当該契約の解除を求め、買受人がこれに従わなかったとき。

### (契約が解除された場合等の違約金)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、買受人は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として売渡人の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 買受人がその債務の履行を拒否し、又は買受人の責めに帰すべき事由によって買受人の債務につ

## (案)

いて履行不能となった場合

- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 買受人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 買受人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 買受人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第2条の2の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、売渡人は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（談合行為等に対する解除措置）

- 第13条 売渡人は、第10条に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 買受人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 買受人が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
  - (3) 買受人又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項第1号の刑が確定したとき。
- 2 前条第1項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

（買受者の解除権等）

- 第14条 買受人は、天災その他不可抗力の事由により、契約の履行が不能となったときは、契約の解除又は履行の一時中止を売渡人に対し請求することができる。

（紛争の解決）

- 第15条 この契約書に定める事項について売渡人及び買受人の間に紛争が生じたときは、売渡人及び買受人の協議により選定した者に依頼し、解決を図ることができる。
- 2 前項の紛争解決のために要する費用は、売渡人及び買受人が双方平等に負担するものとする。

（雑則）

- 第16条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて売渡人及び買受人が協議して定める。
- 第17条 この契約は、熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第3条の規定による市議会の議決を経たときは、この契約書は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなす。